

第13号議案

令和2年度南魚沼市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度南魚沼市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(許可)	大和病院事業	市民病院事業
一般病床	45床	140床
(2) 年間患者数		
入院	14,000人	42,500人
外来	41,600人	134,900人
(3) 1日平均患者数		
入院	38人	116人
外来	142人	485人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 大和病院事業収益	1,380,361 千円
第1項 医業収益	1,131,299 千円
第2項 介護保険収益	27,488 千円
第3項 医業外収益	221,573 千円
第4項 特別利益	1 千円
第2款 市民病院事業収益	3,814,511 千円
第1項 医業収益	3,449,684 千円
第2項 介護保険収益	57,786 千円
第3項 医業外収益	307,040 千円
第4項 特別利益	1 千円

支出

第1款 大和病院事業費用	1,380,361 千円
第1項 医業費用	1,345,184 千円
第2項 医業外費用	33,176 千円
第3項 特別損失	1 千円

第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	2,000 千円
第2款 市民病院事業費用	4,428,825 千円
第1項 医業費用	4,389,710 千円
第2項 医業外費用	37,114 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 220,928 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 大和病院事業資本的収入	215,039 千円
第1項 企業債	185,000 千円
第2項 繰入金	30,037 千円
第3項 県補助金	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第2款 市民病院事業資本的収入	570,461 千円
第1項 企業債	373,700 千円
第2項 繰入金	196,760 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 大和病院事業資本的支出	239,150 千円
第1項 建設改良費	186,500 千円
第2項 企業債償還金	52,650 千円
第2款 市民病院事業資本的支出	767,278 千円
第1項 建設改良費	379,457 千円
第2項 企業債償還金	387,821 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	558,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金、地方公共団体 金融機構資金及び民 間等資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	借入の年から据置期間を 含み30年以内に償還す るものとする。 その他借入先の融資条件 に従う。 ただし、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借り換 えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 3,199,743千円 |
| (2) 交際費 | 1,300千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、908,785千円と定める。

令和2年3月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男